

地方自治法第 242 条第 5
項に基づく監査結果報告書

沖縄市監査委員

第1 請求人

住所 _____
氏名 _____

住所 _____
氏名 _____

第2 請求の要旨等

令和8年5月19日付けで提出された沖縄市職員措置請求（以下「本件請求」という。）の記載によれば、概ね以下のとおりである。

1 請求の要旨

本件は、沖縄市及び沖縄市教育委員会において、違法な事務執行が行われ、これが是正されないまま継続しており、その結果として違法又は不当な公金支出その他の財務会計行為が生じ、現在まで継続していることから、地方自治法第242条第1項に基づき、返還請求、支出差止めその他の必要な措置を請求する。

(1) 請求の原因

本件請求は、_____学校及び沖縄市教育委員会による児童アンケート対応、不適切指導対応、学校運営協議会運営、保護者対応、市議会対応、沖縄弁護士会人権救済申立対応、情報公開対応等において、実態と整合しない公文書又はこれに準ずる対外文書が作成・利用され、それを前提として外部弁護士対応、学校運営協議会の合議体運営、市議会対応、情報公開対応、審査請求対応等が長期化・拡大した事案である。

(2) 市代理人弁護士による公的対応の違法性について

市代理人弁護士は、単なる内部的法律相談にとどまらず、市教育委員会及び学校の代理人として、公的制度運営に関する通知、拒否、説明及び議会対応の前面に立ち、その内容は通常の顧問業務の範囲を明らかに逸脱している。よって、本件弁護士費用は、法的助言の対価ではなく、公的対応実務のために支出された費用である。

令和5年度において顧問契約上の相談回数36回を超過したことを前提として、協議書締結に関する起案及び協議が行われているが、当該超過分に対する追加報酬、別途支払又は範囲外法律事務に係る支出処理との対応関係は明瞭ではない。

(3) 市代理人弁護士回答文書の虚偽又は不実記載について

市代理人弁護士回答文書には、学校運営協議会への伝達状況及び開催拒否の判断主体等に関し、事実と整合していない記載が含まれている。

市代理人弁護士が請求人らに対して行った「弁護士作成文書」である旨の説明は事実に反する虚偽説明である。しかも、学校及び市教育委員会が起案した文書を、市代理人弁護士が自己名義文書として発出しているのであるから、本件では文書作成主体及び責任主体が偽装されている。

本件で問われているのは、単に回答文書の内容に誤りがあったという問題では

ない。市が公金を支出して作成させ、受領した成果物そのものに委員への伝達状況、開催拒否判断の経過その他の核心部分について、虚偽又は重大な不実記載が含まれていたという点にある。すなわち、市は、事実に適合した適法な行政執行を補助する成果物ではなく、実際の処理経過と一致しない不実な回答を成果物として受領し、その作成及び発出に対して公金を支出していたのである。これは、適法な成果物に対する支出ではなく、不実な成果物に対して税金を投じたということであり、その金額の多寡を問わず、当該弁護士委託料、相談料、文書作成及び対外対応費の支出は、違法又は著しく不当である。

(4) 利益相反行為について

市代理人弁護士は、市教育委員会及び学校の代理人として行動しながら、学校運営協議会の開催拒否通知まで担っていることは、本来分離して扱うべき主体の利害及び責任を混同する利益相反行為である。よって、利益相反状態の下で行われた弁護士対応及びそれに対する公金支出は、違法又は著しく不当である。

(5) 沖縄県の適切対応要求について

沖縄県が沖縄市に対し、適切な事務執行を求めているにもかかわらず、沖縄市は「顧問弁護士への一任」と回答している。

沖縄県から適切な事務執行を求められた局面で必要だったのは、学校、市教育委員会及び学校運営協議会に関する運営実態の是正と、公文書の適正化である。それにもかかわらず、実際には弁護士対応が継続、拡大し、そのための公金支出が続いた。したがって、この局面以降の弁護士費用支出は、是正のための支出ではなく、違法又は不当な状態を維持し、不正行為を覆い隠すための支出であり、違法又は著しく不当である。

(6) 法律相談結果報告書等による保護者対応の不当な公文書化と弁護士費用の関係について

市教育委員会作成の法律相談結果報告書等において、情報公開や説明を求めた保護者対応が「過度な要求」等として記録され、保護者側に問題があるかのように公文書化されている。これは、情報公開や説明要求という正当な権利行使を、問題行動のように位置付けるものである。

本件弁護士費用支出は、適法な行政執行を補助するための必要経費ではなく、行政自らが負うべき説明責任及び是正責任を外部弁護士に転嫁し、その不履行状態を維持するためにされた支出である。したがって、法律相談結果報告書等による保護者の不当な公文書化を前提として行われた弁護士相談料、委託料、回答文書作成費その他の支出は、違法又は著しく不当である。

(7) 継続的な違法行為（怠る事実）について

沖縄市及び市教育委員会は、弁護士回答書の訂正、委任範囲の明確化、沖縄県が求めた適切な事務執行、公文書訂正、保護者に対する正確な説明を現在に至るまで行っていない。その結果として、弁護士対応が継続し、関連する公金支出も継続している。したがって、本件は、地方自治法第 242 条第 1 項にいう「怠る事実」にも該当する。

(8) 現在進行中の違法又は不当な財務会計行為について

市代理人弁護士への委託契約が是正されず継続していること、不実記載文書が訂正されないまま行政対応の前提となっていること、沖縄県の適切対応要求後も「弁護士一任」体制が継続していることから、弁護士委託料、相談料、対外対応費その他の支出は現在進行形で違法又は著しく不当な財務会計行為となっている。

(9) 1年経過についての正当な理由について

本件請求の全体像は当初から明らかであったものではなく、情報公開請求、面談、審査請求、上位機関への申立、沖縄県回答等を通じて段階的に判明したからである。また、市教育委員会及び学校は、重要文書の不存在の主張、口頭処理、無記録運用、事後的議事録作成等により、前提資料の収集を著しく困難にした。したがって、本件については、「行為から1年を経過したこと」について正当な理由がある。

(10) 本件請求が住民監査請求の対象であることについて

本件請求で監査を求める対象は、学校、市教育委員会又は弁護士対応により、違法又は著しく不当な事務執行を前提又は原因としてされた財務会計上の行為である。対象は、それらの違法又は著しく不当な事務執行を前提及び原因として行われた、市代理人弁護士に対する委託料、報酬、相談料、文書作成費等の支出、及び弁護士対応に伴って発生した会議費、対応費、人件費等の支出である。

2 請求の内容

沖縄市長及び沖縄市教育委員会並びに関係職員に対し、次の措置を求めている。

- (1) 沖縄市が沖縄市立_____学校問題に関連して支出した市代理人弁護士への委託料、報酬、相談料、文書作成費その他一切の公金支出について、契約締結、委任範囲、起案、決裁、請求、支出命令、成果物及び支出額を監査し、違法な支出が認められる場合には、必要な措置を講ずること。
- (2) 上記に関連して生じた会議費、文書作成費、外部対応経費、県対応費、市議会対応費、審査請求対応費、その他一切の関連公金支出についても監査し、違法な支出が認められる場合には、返還請求、支出差止めその他必要な措置を講ずること。
- (3) 本件請求に関し、市代理人弁護士への委任の範囲、決裁過程、成果物、対外文書の作成経過、及び公文書管理の実態が不透明であり、財務会計行為の適法性及び相当性の検証を困難にしていることについて、関係職員に対する是正措置及び再発防止措置を講ずるよう勧告すること。
- (4) 本件請求に関し、虚偽記載又はこれに準ずる不実記載を含む公文書・対外文書の作成、編集文書・加工文書の流通、保護者対応の不当な公文書化、無記録運用等により、財務会計行為の違法性及び相当性の検証を困難にしている実態について、関係職員に対する是正措置及び再発防止措置を講ずるよう勧告すること。

3 事実を証明する書面

- (1) 事実証明 1 2025 年（令和 7 年）10 月 3 日付文部科学省及び沖縄県へ提出した最終報告（以下「最終報告書」という。）
- (2) 事実証明 2 2026 年（令和 8 年）3 月 27 日付最終報告書に対する沖縄県からの回答書
- (3) 事実証明 3 2026 年（令和 8 年）3 月 12 日付申立書
- (4) 事実証明 4 2025 年（令和 7 年）11 月 25 日付審査請求書
- (5) 事実証明 5 沖市教指第 331015 号裁決書
- (6) 事実証明 6 2026 年（令和 8 年）4 月 2 日付沖市教指第 331015 号についての説明書
- (7) 事実証明 7 人権救済申立に対する結果（助言回答）を受けての対応要請書
- (8) 事実証明 8 2025 年（令和 7 年）6 月 17 日付市代理人弁護士との面談記録
- (9) 事実証明 9 2025 年（令和 7 年）6 月 5 日付市代理人弁護士回答書
- (10) 事実証明 10 2025 年（令和 7 年）7 月 17 日付市代理人弁護士回答書
- (11) 事実証明 11 2025 年（令和 7 年）8 月 25 日付市代理人弁護士回答書
- (12) 事実証明 12 沖縄市議会定例会一般質問文字起こし
- (13) 事実証明 13 2025 年（令和 7 年）9 月 2 日付_____学校校長作成文書
- (14) 事実証明 14 2025 年（令和 7 年）10 月 9 日付議員監査員との面談記録
- (15) 事実証明 15 2026 年（令和 8 年）2 月 25 日付市代理人弁護士との面談記録
- (16) 事実証明 16 開示請求資料一式
- (17) 事実証明 17 総務課債務負担行為会計資料
- (18) 事実証明 18 会計課支出命令書
- (19) 事実証明 19 会計課口座振替一覧表
- (20) 事実証明 20 補充書
- (21) 事実証明 21 及び 22 補充書（2）

第 3 請求の受理

本件請求は、令和 8 年 5 月 27 日に地方自治法第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認められたため、同年 5 月 19 日付けでこれを受理することを決定した。

第 4 監査の実施

1 監査の期間

令和 8 年 5 月 19 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

2 監査の対象部署

総務部総務課

教育委員会指導部指導課

3 監査の対象事項

本件請求及び事実を証する書面を勘案し、次の事項を監査の対象事項とした。

沖縄市が沖縄市立_____学校問題に関連して支出した市代理人弁護士への委託料が違法又は不当な公金支出であるかを監査の対象とした。

なお、沖縄市が沖縄市立_____学校問題に関連して支出した報酬、相談料、文書作成費その他一切の公金支出及び会議費、文書作成費、外部対応経費、県対応費、市議会対応費、審査請求対応費、その他一切の関連公金支出については、個別具体的な適示がなく、監査対象として特定することができないため、本件請求の対象には含めないものとした。

また、地方自治法第 242 条第 1 項において住民監査請求の対象となるのは、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実とされており、これら財務会計上の行為以外の行為、すなわち事務執行上の対応に関するものについては、住民監査請求の対象外と判断する。

4 請求人陳述及び証拠提出

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 30 日に請求人による陳述を実施した。請求人からは新たな資料の提出があった。

(1) 陳述の内容

概ね本件請求書（補充書含む）及び意見書のとおり

(2) 証拠書類

- ① 事実証明 23～30（意見書 メール 協議記録など）
- ② 事実証明 31（意見書）

5 関係職員の陳述及び弁明書の提出

沖縄市長及び沖縄市教育長に対し弁明書及び証拠書類の提出を求めたところ、沖縄市長から弁明書（令和 8 年 6 月 19 日付沖市総第 619001 号）及び沖縄市教育長から弁明書（令和 8 年 6 月 19 日付沖市教指第 619004 号）、弁明書（令和 8 年 6 月 24 日付沖市教指第 624003 号）が提出された。また、令和 8 年 6 月 30 日に総務部総務課及び教育委員会指導部指導課の陳述を聴取した。

(1) 総務部総務課

- ① 弁明の趣旨
本件請求を棄却するとの決定を求める。
- ② 請求事実の認否
請求書「第 4 代理人弁護士による公的対応の違法性」について否認する。
- ③ 弁明の理由
概ね弁明書のとおり
- ④ 証拠書類
ア 顧問弁護士業務委託契約書（令和 5 年度から令和 7 年度）

- イ 顧問弁護士業務委託契約に関する協議書（令和 5 年度、令和 6 年度）
- ウ 支出命令書（回数超過分）（令和 5 年度、令和 6 年度）
- エ 請求書（回数超過分）（令和 5 年度、令和 6 年度）

(2) 教育委員会指導部指導課

① 弁明の趣旨

本件請求には理由がないため、棄却すべきである。

② 請求事実の認否

概ね弁明書のとおり

③ 弁明の理由

概ね弁明書のとおり

④ 証拠書類

- ア 顧問弁護士業務委託契約仕様書
- イ 回答書（令和 7 年 7 月 17 日付け）
- ウ 回答書（令和 7 年 8 月 25 日付け）
- エ _____ 学校校長作成文書（2025 年 9 月 2 日作成）
- オ 沖縄市学校運営協議会規則
- カ 回答書（令和 8 年 3 月 27 日付け教義第 1958 号）
- キ 法律相談記録（法律相談依頼書及び法律相談結果報告書）
- ク 通信運搬費内訳書

第 5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令（抜粋）

① 沖縄市学校運営協議会規則（平成 26 年 2 月 5 日教委規則 1 号）

（所掌事項）

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 組織編制に関する事
- (4) 学校予算の執行に関する事
- (5) 学校の施設、設備等の管理及び整備に関する事

（意見の申出）

第 5 条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。

（会議）

第 10 条 会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議長を務める。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次の事実を認定した。

① 顧問弁護士業務委託契約書

沖縄市長 桑江朝千夫（以下「甲」という。）と弁護士 _____（以下「乙」という。）とは、乙が甲の行政執行に係る法律相談に応じ法律上の助言を与えること（以下「顧問弁護士業務」という。）に関して、次のとおり契約する。

（顧問弁護士業務範囲）

第2条 顧問弁護士業務は、次のとおりとする。

（1）市の行政行為に係る法律相談の助言指導

（2）その他市長が特に依頼する業務

（業務委託料の支払）

第3条 乙は顧問弁護士業務に対する委託料として、月額16,500円（消費税1,500円を含む。）を甲に請求するものとし、甲は乙の請求書を受領後、30日以内に支払うものとする。

2 前項の委託料は、年36回分の法律相談とし、それを超える場合は別途協議のうえ支払うものとする。

（顧問弁護士相談業務以外の委託）

第4条 甲が乙に対し、第2条に定める顧問弁護士業務の範囲を超えて法律事務の委任をした場合の報酬は、乙との協議に基づいて支払うものとする。

令和7年3月28日

② 顧問弁護士業務委託契約仕様書

2 目的

本市の行政執行にかかわる法律問題を顧問弁護士による専門的な助言及び指導により適切かつ迅速に処理し、行政施行の円滑化を図ることを目的とする。

3 業務内容

（1）市の行政施行に係る紛争事件等に関する法律相談について、市担当者の相談に応じ、これに対して必要な助言及び指導を与え、又は意見を述べること。

（2）その他市長が特に依頼する業務を行うこと。

4 相談時間

原則1回につき、60分までとする。

③ 令和7年6月3日付けで、法律相談結果報告書が教育委員会指導部指導課（以下「指導課」という。）により作成された。同報告書では、相談日時は令和7年5月26日、相談弁護士は____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____学校問題に関することが記載されている。

④ 令和7年6月17日、顧問弁護士と請求人らの面談が行われた。

⑤ 令和7年6月30日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和7年6月25日、相談弁護士は____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____学校問題に関することが記載されている。

- ⑥ 令和 7 年 7 月 9 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 7 年 7 月 9 日、相談弁護士は____ 弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____ 学校問題に関することが記載されている。
- ⑦ 令和 7 年 7 月 17 日付で、市代理人弁護士名義で請求人ら宛てに回答書が発出された。同回答書の内容は次のとおり。
沖縄市（沖縄市教育委員会、沖縄市立____ 学校）代理人弁護士 _____
沖縄市（沖縄市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）沖縄市立____ 学校（以下「____ 学校」と、教育委員会とあわせて「本市」）代理人弁護士として、貴殿らに対し、以下のとおり回答致します。
- 1 沖縄市生徒指導マニュアルについて
 - (1) 文書について
添付文書となります。
 - (2) 周知方法等について
沖縄市立小中学校校長および教頭等管理職並びに生徒指導担当教諭に対し周知し、また、沖縄市立小中学校教諭が常時閲覧可能な沖縄市教職員向け G I G A ポータルサイトにも、同マニュアル確認可能なリンクを貼り付けております。
 - 2 学校運営協議会開催方法等について
 - (1) 沖縄弁護士会からの助言内容について
____ 学校校長より学校運営協議会に対し、沖縄弁護士会からの助言内容については伝達済です。
 - (2) 公開方法等について
学校運営協議会は、原則公開が予定されております（協議会が必要と認めた場合は非公開とすることが出来ます。）ところ、協議会期日等については、小中学校年間行事計画表等に記載する方法により告知致します。また、学校運営協議会においては、実施報告書を作成しております。
 - (3) その他組織及び運営等について
沖縄市学校運営協議会規則規定のとおり組織及び運営致します。
- ⑧ 令和 7 年 7 月 23 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 7 年 7 月 23 日、相談弁護士は____ 弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____ 学校問題に関することが記載されている。
- ⑨ 令和 7 年 8 月 13 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 7 年 8 月 13 日、相談弁護士は____ 弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____ 学校問題に関することが記載されている。
- ⑩ 令和 7 年 8 月 19 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 7 年 8 月 19 日、相談弁護士は____ 弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に____ 学校問題に関することが記載されている。

- ⑪ 令和 7 年 8 月 25 日付で、市代理人弁護士名義で請求人ら宛てに回答書が発出された。同回答書の内容は次のとおり。
沖縄市（沖縄市教育委員会、沖縄市立_____学校、沖縄市学校運営協議会）代理人弁護士 _____
当職は、沖縄市（沖縄市教育委員会、沖縄市立_____学校、沖縄市学校運営協議会）代理人弁護士として、貴殿らからの 2024 年 8 月 9 日付要請書に対し、以下のとおり回答致します。
- 1 貴殿らは、沖縄市立_____学校（以下「_____学校」といいます。）及び沖縄市学校運営協議会（以下「学校運営協議会」といいます。）に対し、学校運営協議会の会議の招集を要請しております（以下、貴殿らからの要請について「貴殿らからの要請」といいます。）。
 - 2 貴殿らからの要請を受け、_____学校校長及び学校運営協議会会長で協議した結果、貴殿らからの要請には応じられないとの結論に至りました。
 - 3 したがって、沖縄市（_____学校および学校運営協議会）代理人である当職は、貴職らに対し、貴殿らからの要請による学校運営協議会の会議の招集はしない旨、本書をもって回答致します。
 - 4 なお、本件は当職が受任致しましたので、今後の連絡は、沖縄市教育委員会、_____学校、学校運営協議会ではなく、当事務所当職宛てまでお願い致します。
- ⑫ 令和 7 年 9 月 2 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 7 年 9 月 2 日、相談弁護士は_____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に_____学校問題に関することが記載されている。
- ⑬ 令和 8 年 1 月 15 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 8 年 1 月 14 日、相談弁護士は_____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に_____学校問題に関することが記載されている。
- ⑭ 令和 8 年 2 月 12 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 8 年 2 月 12 日、相談弁護士は_____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に_____学校問題に関することが記載されている。
- ⑮ 令和 8 年 2 月 25 日、顧問弁護士と請求人らの面談が行われた。同面談では、令和 7 年 12 月沖縄市議会定例会一般質問の答弁及び令和 8 年 2 月 2 日付要請書への対応が議題となった。
- ⑯ 令和 8 年 3 月 9 日付けで、法律相談結果報告書が指導課により作成された。同報告書では、相談日時は令和 8 年 3 月 6 日、相談弁護士は_____弁護士、「相談した事項の要旨」欄及び「指導及び助言の要旨並びに処理状況」欄に_____学校問題に関することが記載されている。

3 監査委員の判断

(1) 期間制限について

請求人は、1年経過についての正当な理由について、本件の全体像は当初から明らかであったものではなく、情報公開請求、面談、審査請求、上位機関への申立、沖縄県回答等を通じて段階的に判明したからと主張している。また、市教育委員会及び学校は、重要文書の不存在の主張、口頭処理、無記録運用、事後的議事録作成等により、前提資料の収集を著しく困難にしたとし、したがって、本件については、「行為から1年を経過したこと」について正当な理由があると主張している。

最高裁判所平成14年9月12日判決では、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示している。

本件請求の対象となっている公金支出は、顧問弁護士に対する委託料の支出であり、その予算については、当該年度の「沖縄市一般会計予算に関する説明書」に「顧問弁護士業務委託料」として計上され、市議会に提出される予算書の関係書類として公表されている。また当該説明書は市民が閲覧できる状態に置かれており、一般の住民であれば、その内容を確認することが可能であったと認められる。したがって、顧問弁護士業務委託料という財務会計上の支出の存在及びその概要については、相当の注意力をもって調査を行えば把握することができたと認められる。

さらに、事実証明によれば、請求人らは令和7年6月17日に顧問弁護士と面談しており、また、同年7月17日付及び同年8月25日付の顧問弁護士回答書を受領していることからこの時点で顧問弁護士の行為の存在及び内容を把握し、それに伴って支払われる委託料についても認識し得たものと認められる。また、請求人らが作成した同年10月3日付けの最終報告書（事実証明1）において「2025年7月17日回答文書（添付資料19）の問題」及び「市代理人弁護士一括対応による公正性の問題」と記載されていることから請求人は遅くともこの時点で実際に監査請求をするに足りる程度に行為の存在及び内容を知っていたと認められる。

このため、本件については、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」は認められない。

よって、相当な期間内に監査請求がされたものとはいえ、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものについては、監査の対象外とする。

(2) 怠る事実について

請求人は、継続的な違法行為（怠る事実）について、沖縄市及び市教育委員会は、弁護士回答書の訂正、委任範囲の明確化、沖縄県が求めた適切な事務執行、公文書訂正、保護者に対する正確な説明を現在に至るまで行っていない。その結果として、弁護士対応が継続し、関連する公金支出も継続している。したがって、本件は、地方自治法第242条第1項にいう「怠る事実」にも該当し、本件を1年制限のみを理由として一括して排斥することはできないと主張している。

しかしながら、地方自治法第 242 条第 1 項には、違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実について監査請求ができる旨を、第 2 項には、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないと規定され、また最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決では「財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基つて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第 2 項の規定を適用すべき」と判示している。

よって、本件請求について監査対象とした顧問弁護士委託料の支出は、財務会計上の行為であることから、地方自治法第 242 条第 2 項の適用を受けない怠る事実には該当しないと判断する。

(3) 顧問弁護士業務委託料の支出について

請求人は、本件請求で監査を求める対象として、学校、教育委員会又は弁護士対応により、違法又は著しく不当な事務執行を前提又は原因として行われた財務会計上の行為である。対象は、それらの違法又は著しく不当な事務執行を前提及び原因として行われた、顧問弁護士に対する委託料の支出であると主張している。

すなわち、請求人は、これらの事務執行の瑕疵を前提として、顧問弁護士に対する委託料の支出そのものが地方自治法第 242 条にいう「違法又は不当な公金の支出」に該当するとして、監査を求めたものである。

もっとも、住民監査請求制度は、監査の対象が同条に明確に規定されており、「財務会計上の行為」又は「怠る事実」に限定される。したがって、本件請求において監査委員が判断すべき中心的な論点は、顧問弁護士に対する委託料の支出という具体的な財務会計上の行為が、違法又は不当であるか否かである。

そこで監査委員は、請求人から提出された事実証明書及び証拠書類に加え、関係職員から提出された各種関係書類について精査を行うとともに、請求人及び関係職員から事情を聴取し、事実関係の把握と法的評価を進めた。これらの調査・聴取を踏まえ、監査の過程では、顧問弁護士の対応状況、契約内容、業務履行の実態等についても確認し、当該支出の適否を判断するための検討を行った。

本件の顧問弁護士業務委託契約書（以下「契約書」という。）には、顧問弁護士業務の範囲として、第 2 条第 1 号に市の行政執行に係る法律相談の助言指導、同第 2 号にその他市長が特に依頼する業務と規定され、顧問弁護士相談業務以外の委託として第 4 条に、甲（沖縄市長）が乙（弁護士）に対し、第 2 条に定める顧問弁護士業務の範囲を超えて法律事務の委任をした場合の報酬は、乙との協議に基づいて支払うものとする規定されている。よって、第 2 条第 2 号の業務の範囲については、第 4 条を踏まえると、第 2 条第 1 号以外の業務でかつ法律事務以外の業務であれば含まれると解することができる。

令和 7 年度において、教育委員会指導部職員は、_____ 学校問題への対応について助言を得るため、顧問弁護士に法律相談を 10 回行った。また、請求人らからの要請等に対する回答の発出又は請求人らとの面談（以下「回答等」という。）を 4 回顧問弁護士に代理人として行わせた。

10 回行った法律相談については、契約書第 2 条第 1 号によるものであることは明らかである。4 回行った回答等が第 2 条第 2 号の業務の範囲に含まれるかに関

しては、実際の業務の内容は次のとおりであった。

回答等のうち最初のものは、令和 7 年 6 月 17 日に行われた顧問弁護士と請求人らの面談である(認定事実④)。この面談において、請求人らから沖縄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び沖縄市立_____学校(以下「_____学校」という。)宛てに提出された「人権救済申立に対する助言回答を受けての対応要請について」と題する要請書に対する回答書を、教育委員会及び_____学校が顧問弁護士を代理人として交付する予定であったが、交付は見送られた。

回答等のうち 2 番目のものは、令和 7 年 7 月 17 日に電子メールにより送信された回答書の発出である(認定事実⑦)。内容としては、教育委員会が保有する沖縄市生徒指導マニュアル等資料の提供並びに令和 6 年 1 月 22 日に開催された_____学校学校運営協議会(以下「学校運営協議会」という。)に関して、その当時に教育委員会及び_____学校が行った行為について、教育委員会及び_____学校が顧問弁護士を代理人として回答するものである。

回答等のうち 3 番目のものは、令和 7 年 8 月 25 日に電子メールにより送信された回答書の発出である(認定事実⑪)。内容としては、請求人らから提出された 2024 年 8 月 9 日付要請書による学校運営協議会の会議の開催に関する要請に関して、_____学校校長及び学校運営協議会会長が決定した会議を開催しないことについて、教育委員会及び_____学校及び学校運営協議会が顧問弁護士を代理人として回答するものである。

回答等のうち 4 番目のものは、令和 8 年 2 月 25 日に行われた顧問弁護士と請求人の面談である(認定事実⑮)。内容は、令和 7 年 12 月沖縄市議会定例会一般質問の答弁及び令和 8 年 2 月 2 日付要請書についてである。

学校運営協議会に関しては、沖縄市教育委員会の規則において、教育課程の編成に関することなど特定の事項について承認することを所掌事項として定めており(沖縄市学校運営協議会規則(平成 26 年 2 月 5 日教委規則第 1 号。以下「規則」という。)第 4 条)、並びに対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べるができること(規則第 5 条)、会長は、対象学校の校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議長を務めること(規則第 10 条)などを規定している。また地方教育行政法及び規則は、学校運営協議会の会議の開催について、個人の要請ができる旨の規定を設けておらず、また、そう解釈できる規定も存在しない。よって、学校運営協議会の会議の開催に関する個人の要請が、法律上保護された権利とは言えないものと解されている。

よって、請求人らの要請に対して顧問弁護士が代理人として行った回答等については、前述のとおり、教育委員会及び_____学校の過去の行為の説明あるいは_____学校校長及び学校運営協議会会長による会議を開催しないと決定したことの伝達等であるが、これらは事実上の行為に過ぎないものであり、契約書第 2 条第 2 号の業務の範囲に含まれるものと判断する。

顧問弁護士業務の履行の手順及び履行確認の方法については、次のとおりである。

契約書第 2 条第 1 号の法律相談については、法律相談を希望する部署が法律相談依頼書に事案の概要等を記載して、総務部総務課(以下「総務課」という。)に提出する。総務課は顧問弁護士と日程を調整し、依頼した部署は相談を実施する。相談は 1 回につき原則 60 分までとしている。1 回の相談が終了するごとに、法律相談を実施した部署が法律相談結果報告書を作成し、総務課に提出する。これが

一連の流れである。

契約書では、委託料は毎月定額で支払うことと定めている。法律相談は年 36 回までと定めている。これを超える場合は別途協議のうえで支払うものとしている。

契約書第 2 条第 2 号の業務については、特に手順等は定めていない。契約書にも回数等の制限及び委託料に関する規定はない。

委託料の支払い時には、予算所管課である総務課が業務既成部分検査調書又は業務完成検査調書を作成し、支出命令書及びその他の書類と共に会計管理者に送付する。これが一連の流れとなっており、その処理に違法な点はない。

本件の回答等の業務の依頼及び履行確認については、指導課の説明によれば、これら回答等の業務は、法律相談に関連して発生した業務であり、依頼及び履行確認は、法律相談の中において口頭により行っているとのことである。このことについて、一連の法律相談結果報告書によれば、学校問題が相談内容となっていることから、これらが行われたものと認められる。

前述のとおり、契約書第 2 条第 2 号の業務については、その履行確認を含む手順を定めておらず、支払についても協議による定めがなく、その対価を支払う必要がないことから、業務依頼及び履行確認について書面を作成することを要せず、口頭で行うこととしても違法とはならないと判断する。

法律相談結果報告書に請求人らの行為が「過度な要求」等として記録されているが、あくまで教育委員会が持つ評価を記載しているに止まるもので、このことによって顧問弁護士において法律相談業務の範囲を逸脱する行為があったとは言えない。したがって、当該記載があるからとして顧問弁護士業務委託契約の委託料の支払を差し止める理由になるとは認められない。

以上のことから、顧問弁護士に対する委託料の支出は、適法に締結された顧問契約に基づき、実際に履行された業務への対価として支払われたものである。契約の締結手続き、履行状況、支出に至る財務会計上の手続きのいずれを検討しても、違法又は不当と認めるべき点は見当たらず、財務会計上の行為としての適正性は確保されており、市に損害を生じさせた事実はないと判断される。

仮に、学校、教育委員会が行なった一連の対応のなかに、事務執行上の問題点や改善を要する事項が存在したとしても、それらの事務執行上の瑕疵が直ちに顧問弁護士に対する委託料の支出の違法性・不当性に結びつくものではない。財務会計上の行為の適否は、当該行為自体の法令適合性や妥当性に基づき判断されるべきである。

したがって、顧問弁護士に対する委託料の支出について、財務会計上の違法又は不当な公金支出があったとは認められない。よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。